

埼玉県中小企業高度人材支援事業における人材紹介事業者登録要領

第1 目的

県内の中小企業が新たな事業展開を行うために必要なプロフェッショナル人材の活用を支援することを目的とする埼玉県中小企業高度人材支援事業（以下「支援事業」という。）における人材紹介事業者の登録について、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるとおりとする。

- (1) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材
- (2) 埼玉県プロフェッショナル人材戦略マネージャー 内閣府事業として県が公益財団法人埼玉県産業振興公社に委託して設置する埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）の代表者であって、県内中小企業におけるプロフェッショナル人材の活用を支援するもの（以下「マネージャー」という。）
- (3) 登録人材紹介事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条第1項の許可を受けている有料職業紹介事業者及び法第30条第1項の許可を要しない副業・兼業に係る雇用関係以外の関係の成立をあっせんする有料職業紹介事業者（以下「副業・兼業紹介事業者」という。）であって、この要領により知事の登録を受けたもの
- (4) 人材紹介手数料 法第32条の3第1項各号に定める手数料

第3 登録

- 1 支援事業に伴いマネージャーから県内中小企業のプロフェッショナル人材ニーズの紹介を受けるための登録を受けようとする有料職業紹介事業者は、あらかじめ人材紹介事業者届出書（様式）に次に掲げる書類2部を添えて、知事に提出するものとする。
 - (1) 有料職業紹介事業許可証の写し（副業・兼業紹介事業者を除く）
 - (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの
 - (3) 有料職業紹介の実施状況・取組方針が分かるもの
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、届出を受けた場合、マネージャーとの協議や必要に応じて届出者のヒアリング等を実施した上、次に掲げる基準に基づいて登録の可否を決定する。登録が適当な場合は、人材紹介事業者登録簿に掲載の上、マネージャーに提供する。登録が適当でない場合は、届出者にその理由を示して登録しない旨を通知する。
 - (1) 有料職業紹介事業の許可を有すること（副業・兼業紹介事業者を除く）。
 - (2) 求職・求人の登録件数が相当程度あり、かつプロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。
 - (3) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。
 - (4) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないとした者に該当しないこと。
- 3 支援事業の実施期間中、登録は有効とする。ただし、法第32条の9に基づいて許可の取消があったとき、第5に基づいて知事が登録を取り消したとき又は登録人材紹介事業者から登録をとりやめる旨の意思表示がされたときは、失効する。

第4 登録人材紹介事業者の遵守事項

登録人材紹介事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 支援事業に伴うプロフェッショナル人材の紹介活動状況について、毎月、知事及びマネージャーに報告すること。また、支援事業に必要な事項について知事が報告を求めた場合、対応すること。
- (3) 戦略拠点との連携に必要な会議等に参加すること。また、中小企業から要望があった場合、マッチングやフォローアップに当たり、戦略拠点と連携すること。
- (4) 法第32条の6に定める許可の有効期間の更新又は法第32条の7第1項に定める変更の届出をした場合等、届出事項に変更が生じた場合、速やかに知事に報告すること。

第5 登録の取消

次のいずれかに該当するときは、知事は登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第4に定める遵守事項を怠ったとき。

第6 登録の有効期間

毎年度末までを有効期間とする。ただし、意向を確認の上、延長することができる。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。